官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○歳入徴収官事務規程の一部を改正する省令（財務六七）　二
〔その他告示〕
○政治資金規正法の規定による政治団体の届出があったので公表する件（総務三七〇）　五
○政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（同三七一）　六
○政治資金規正法の規定による政治団体の解散等の届出があったので公表する件（同三七二）　八
○政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出があったので公表する件（同三七三）　九
○政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（同三七四）　九
○政治資金規正法の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので公表する件（同三七五）　九
○南アフリカ共和国から発送され他の地域を経由しないで輸入されるバレンシア種、ワシントンネーブル種、トマンゴ種及びプロテア種のスウィートオレンジ、レモン、グレープフルーツ並びにクレメンティンの生果実並びにエスワティニから発送され、南アフリカ共和国を経由し、かつ、他の地域を経由しないで輸入されるバレンシア種、ワシントンネーブル種、トマンゴ種及びプロテア種のスウィートオレンジ、グレープフルーツ並びにクレメンティンの生果実に係る農林水産大臣が定める基準の一部を改正する件（農林水産一七五二）　九
○スペインから発送されるレモン、クレメンティン並びにネーブル種、バレンシア種及びサルスティアーナ種のスウィートオレンジの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件の一部を改正する件（同一七五三）　一〇
○イスラエルから発送されるシャムテ種及びバレンシア種のスウィートオレンジ、グレープフルーツ、スウィーティ、ポメロ、レモン並びにオアの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件の一部を改正する件（同一七五四）　一〇
○イスラエルから発送されるトライアンフ種のかきの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件の一部を改正する件（同一七五五）　一〇
○南アフリカ共和国から発送されるバーリンカ種のぶどうの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件の一部を改正する件（同一七五六）　一〇
○植物防疫法施行規則別表二の付表第三十九のアルゼンチンから発送されるグレープフルーツ、スウィートオレンジ（バレンシア種、サルスティアーナ種、ラネラーテ種及びワシントンネーブル種のものに限る。）、レモン、エレンデール、クレメンティン、ノバ及びマーコットの生果実に係る農林水産大臣が定める基準の一部を改正する件（同一七五七）　一一
○植物防疫法施行規則別表二の付表第四十五のイタリアから発送されるタロッコ種、サンギネロ種及びモロ種のスウィートオレンジの生果実に係る農林水産大臣が定める基準の一部を改正する件（同一七五八）　一一
○植物防疫法施行規則別表二の付表第五十六のトルコから発送されるオレンジその他のシトラス・シネンシス等の生果実に係る農林水産大臣が定める基準の一部を改正する件（同一七五九）　一二
○ペルーから発送されるうんしゅうみかんの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件の一部を改正する件（同一七六〇）　一二
○エジプトから発送されるオレンジその他のシトラス・シネンシス、マンダリンとオレンジとの交雑種その他のシトラス・レティクラタとシトラス・シネンシスとの交雑種、レモンその他のシトラス・リモン、グレープフルーツその他のシトラス・パラディシ、マンダリンその他のシトラス・レティクラタ及びクレメンティンその他のシトラス・クレメンティナの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件の一部を改正する件（同一七六一）　一三
○ベトナムから発送されるりゅうがんの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件の一部を改正する件（同一七六二）　一三
○モロッコから発送されるマンダリンその他のシトラス・レティクラタ及びクレメンティンその他のシトラス・クレメンティナの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件の一部を改正する件（同一七六三）　一三
○ペルーから発送されるぶどう（ウィティス・ウィニフェラに限る。）の生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件の一部を改正する件（同一七六四）　一三
○メキシコから発送されるグレープフルーツ、スウィートオレンジ、マンダリン及びミネオラの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件の一部を改正する件（同一七六五）　一三
○アメリカ合衆国のフロリダ州から発送されるアキー、アセロラ、クリソバラヌス・イカコ、ごれんし、サポジラ、ジャボチカバ、すいしょうがき、すもも、ながきんかん、マンゴウ、もも、ももたまな、りんご、かき属植物、にんめんし属植物、ばんじろう属植物、ばんれいし属植物、ふとももも属植物、みかん属植物（ライム及びレモンを除く。）及びユーゲニア属植物の生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件の一部を改正する件（同一七六六）　一四
〔官庁報告〕
国家試験
令和七年公認会計士試験合格者（公認会計士・監査審査会）　一四

（以下次のページへ続く）